

規 則

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十五号

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則（昭和四十四年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「高柳三郎」を「山本悟司」に、「山本悟司」を「堀光敦史」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。